



## 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」等の閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和元年 11 月 1 日（金）

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が本日11月1日（金）に閣議決定されたので、お知らせいたします。

あわせて、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」に関するパブリックコメントの結果についても公表いたします。

### 1. 政令の概要

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行に伴い、動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いとして動物を譲り受けてその飼養を行うことを定めるほか、関係政令の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を令和2年6月1日と定める。

### 2. 施行期日

令和2年6月1日

※ただし、特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置については、同年3月2日

### 3. 意見募集の結果及びそれに対する考え方

(1) 意見募集の対象

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要」

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページ

(3) 意見募集期間

令和元年8月23日（金）～令和元年9月23日（月）

(4) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

(5) 意見提出者数

676名

(6) 意見の延べ総数

1,814 件

(7) 御意見に対する考え方

いただいた御意見に対する考え方は、別添「パブリックコメントの結果について」のとおり。

**【以下の添付資料はこちらをご覧ください】**

- ・パブリックコメントの結果について
- ・要綱（経過措置政令）
- ・案文・理由（経過措置政令）
- ・新旧対照条文（経過措置政令）
- ・参照条文（経過措置政令）
- ・要綱（施行期日政令）
- ・案文・理由（施行期日政令）
- ・参照条文（施行期日政令）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	
代表	03-3581-3351
室長	長田 啓（内線6651）
補佐	小高 大輔（内線6419）
係長	佐藤 知生（内線6656）

# 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和元年 11 月 1 日  
環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室

令和元年 8 月 23 日（金）から令和元年 9 月 23 日（月）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件（政令案の概要）について該当箇所を示し御意見を頂いたものについての考え方のみを公表させていただいております。今般のパブリックコメントの意見募集対象ではない、法律改正に関する意見や動物愛護管理行政全般についての御意見は数のみ掲載させておりますので、御了承ください。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申しあげます。

## I 意見募集の概要

- ・意見募集期間 : 令和元年 8 月 23 日（金）から令和元年 9 月 23 日（月）
- ・周知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、資料の配付
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・意見提出先 : 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

## II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 676 名
- ・意見の延べ総数 : 1,814 件

(別紙)

※改正法：

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）

※新 法：

改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正について

① 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加

整理番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
1	改正の内容に賛同する。	3	貴重な御意見感謝申し上げます。
2	「動物医療機関発行の受診明細の記録」を義務付けるべき。	1	帳簿への記載事項については、新法第 21 条の 5 第 1 項において「所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項」と規定されているため、本政令による措置は困難です。
3	第二種動物取扱業者にも義務付けるべき。	3	犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者についても、新法第 24 条の 4 第 2 項の準用規定により、新法第 21 条の 5 第 1 項の規定が適用されることとなっております。
4	競りあっせん(オークション)や、保管業、訓練業、輸送業といった一時的であっても動物を取り扱うことも含めるよう定めるべき。	4	新法第 21 条の 5 第 1 項において、動物に関する帳簿の備付け等が課せられる者は、「第一種動物取扱業のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者」と規定されており、同項の規定で義務が課せられる者は動物を「所有」又は「占有」していることが前提となっています。保管業、訓練業、輸送業については、動物を一時的に預かることにより「占有」はするものの「所有」はしない

			ため帳簿の備付け等を課す政策的必要性に乏しいこと、競りあっせん（オークション）については、動物を「所有」も「占有」もしないことから、「政令で定める取扱い」は「動物を譲り受けてその飼養を行うこと」のみ規定することとしました。
5	競りあっせん（オークション）や、保管業、訓練業を含めないのであれば、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」から第6条四を削除せず、これらの業に対する台帳の調整業務を必ず残すこと。	1	御指摘の内容は今後の関連告示等の整備の過程で参考にさせていただきます。
6	改正後でも対象となっていない動物の生体についても、帳簿の備付け義務を課すべき。	1	新法第21条の5の規定により帳簿の備付け等が求められる動物の対象範囲は、新法第10条第1項に規定される第一種動物取扱業が取り扱う動物と同一であり、対象範囲の拡大について政令に委任されていないため、本政令による措置は困難です。

## ② 特定動物に関する規制の強化に係る規定の整備

整理番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
7	改正の内容に賛同する。	1	御意見ありがとうございます。

## (2) 中小企業等経営強化法施行令の一部改正（ハネ改正）について

整理番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
8	改正の内容に賛同する。	1	御意見ありがとうございます。

## (3) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置

整理番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
9	改正の内容に賛同する。	4	御意見ありがとうございます。

1 0	経過措置の周知徹底を図るべき。	1	御意見ありがとうございます。
1 1	交雑種の範囲について明確にすべき。特定動物が親である動物だけではなく、交雑種のみが親だが特定動物の血の割合が 50%以上になるものは全て規制の対象とするべきである。	1	改正法により新たに規制対象となった交雑種については、法文の解釈上、片親が特定動物であればその子供（交雑種）は特定動物であるとされます。交雑種のみが親である場合は、法文上の規制範囲を逸脱するため、本政令による措置は困難です。
1 2	許可を受けた個体を一代限りとし、繁殖は禁止すべき（交雑種も同様）。	1	改正法の施行日以降は、経過措置の対象外の飼養者については、特定動物（交雑種含む。以下同じ。）を新たに飼養することは禁止されますので、繁殖により新たに飼養することは原則として法律違反になります。
1 3	法改正後 1 年以内に産まれた動物まで飼養・管理を許可することとすべき。	1	1 2 で回答したとおり、繁殖により新たに飼養することは原則として法律違反になります。
1 4	法改正後の許可は 1 年ごとの更新性とし、毎年申請を必要とすべき。	1	現行の施行規則第 14 条において、現行の特定動物の許可の有効期間は「5 年を超えない範囲内で都道府県知事が定める」とされているところですが、御指摘の内容は今後の環境省令の整備の過程で参考にさせていただきます。

（その他政令に関する意見）

整理番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方
1 5	今般の政令改正で特定動物の指定の削除が行われていないことについて賛同する。	2	御意見ありがとうございます。
1 6	法第 10 条第 3 項に定められている犬猫等販売業を哺乳類まで拡大するよう種の指定を行うべき。	1	法第 10 条第 3 項に定められている犬猫等の定義については、環境省令への委任事項なので、本政令による措置は困難です。

(その他)

項目	件数
改正動物愛護管理法に関する意見	1,194
動物愛護管理全般に関する意見	570
その他・不明	23

## パブリックコメントにおけるその他意見について

### ○改正動物愛護管理法に関する意見

意見内容	件数
<b>第三章 動物の適正な取扱い 第二節 第一種動物取扱業者（第十条―第二十四条の二）</b>	
➤ 登録拒否事由について、5年は短すぎる。禁錮以上の刑に対しては、その他の刑よりも重い処分を要望する。	2
➤ 登録拒否事由について、暴力団だけではなく、反社会的勢力も対象にして欲しい。	1
➤ 登録の取消しについては、「命ずることができる」ではなく「命じなければならない」にするよう要望する。	2
➤ 勧告・命令を受けた者が期限内に従わなかった場合に「公表することができる」ではなく、「公表するものとする」又は「公表しなければならない」に変更すべき。	2
➤ 勧告命令に従うべき期間が3か月は長すぎる。3か月より短縮すべき。	2
➤ 動物に関する帳簿の備付け等について、購入者や譲渡者も閲覧可能とする手続きについても基準を決めてもらいたい。	1
➤ 数値規制は最低限ではなく、動物福祉に配慮した明確なものとするべき。 （11） ・ 個体にストレスがかからないスペースの確保（社会性を学ぶまで親と一緒にいられる広いスペース）（6） ・ ケージ内にシートを敷いて定期的にシート交換（1） ・ 屋内飼育の設定（1） ・ 飼育温度・飼育湿度（2） ・ 細菌検査（1） ・ 職員数に応じた収容可能なペット数の設定（3） ・ 繁殖可能年齢の設定（4） ・ 繁殖回数の制限（6） ・ 動物病院と提携し、定期健康管理を義務化（1）	36
➤ 販売に関しての情報提供の方法等について「事業所において」を「その事業所又は現に飼養されている飼養事業者の事業所において」に変更すべき。	4
➤ 管理する全ての動物について帳簿を設け、日々の健康状態を一覧でチェックできるようにするべき。帳簿データは次の飼育担当者に引き継ぐべき。8週齢規制適用除外の日本犬については、管理者専用HPに毎日情報を更新し、一般市民が管理状況を閲覧監視できるようにすべき。	1

<b>第三章 動物の適正な取扱い</b>	
<b>第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十五条の二―第三十四条）</b>	
➤ 特定動物との交雑種にあたるオオカミ犬については、慎重に検討し撤回をお願いしたい。	1
➤ 現在飼育されている特定動物について、飼い主が飼育できなくなった場合にどのように対処すべきか明確にして欲しい。	3
➤ 相続人が飼育可能な場合は、相続人に譲渡できる許可証を環境省から発行できるようにすべき。相続人がいない場合は、動物園や営利目的ではない関連の学術団体や研究施設に移動することを希望。	1
➤ 飼育できなくなった特定動物を飼養する施設を環境省が主体となって整備すべき。	1
➤ 改正前に許可された動物の管理環境の再調査を行うべき。	1
➤ 改正前に許可された動物の終生飼育とし、譲渡は禁止すべき（飼育者死亡の際は動物園等で飼育する）。	1
➤ 改正法の施行後に違法に販売する事業者、違法に購入して秘密裏に飼育する者が発生することのないように、事業者への周知徹底と監視体制の強化を図るべき。	1
➤ 現在家庭で飼育されている特定動物（交雑種を含む。）の飼育体制について、種別によって詳細に定めるべき。	1
<b>第四章の二 動物愛護管理センター等（第三十七条の二―第三十九条）</b>	
➤ 動物愛護管理センター、保健所の人員予算を拡充すべき（民間の愛護団体等の人員も含めるべき）。	7
➤ 動物愛護管理センターの飼養環境を改善すべき。	1
➤ 動物愛護管理センターの権力を強化すべき。	1
➤ 動物愛護管理担当職員の強化拡充をすべき。	2
<b>第四章の三 犬及び猫の登録（第三十九条の二―第三十九条の二十六）</b>	
➤ マイクロチップ装着の義務化に反対。	5 1 5
➤ マイクロチップ装着の義務化に賛成。	4
➤ マイクロチップ装着は一般の飼い主にも義務化すべき。	2
➤ 第二種動物取扱業者にもマイクロチップ装着を義務化すべき。	1
➤ マイクロチップのリーダーを全国の収容施設及び動物病院に設置することを義務付けるべき。	1
➤ 犬猫等販売業者がマイクロチップを装着した装着日、装着施設、装着獣医師名については、犬猫購入者、譲渡された者が把握できるように情報公開	1

されるべき。	
➤ マイナンバーをマイクロチップに紐付けるべき。	1
➤ 第一種動物取扱業者の義務化に伴い、警察署及び清掃センター等でマイクロチップ装着の確認を行ってもらうよう関連法規の改正をお願いしたい。	1
<b>第六章 罰則（第四十四条－第五十条）</b>	
➤ 厳罰化すべき。	73
➤ 厳罰化は不要。	1
➤ 虐待の定義は明確化すべき。	6
➤ 犬猫繁殖制限の義務化に違反した者への罰則規定を設けるべき。	1
➤ 第25条第1項の指導助言に従わなかった者への罰則規定を設けるべき。	1
<b>幼齢規制に係る指定犬の特例に関する意見</b>	
➤ 指定犬の特例規定は廃止すべき。	517

合計 1 1 9 4

## ○動物愛護管理全般に関する意見

意見内容	件数
<b>全体的な事項</b>	
➤ 動物が「物」であるという位置付けを変えるべき。	3 3
➤ すべての動物に人間と同等の権利を保障すべき。	1
➤ 殺処分反対（減らすべき）。	5 2
➤ アニマルウェルフェアの「5つの自由」を基本原則に盛り込んでほしい。	1
➤ 法律上の努力規定をすべて義務化するべき。	1
<b>一般飼い主に関連する意見</b>	
➤ 一般飼い主を資格制にすべき。	1 4
➤ 一般飼い主への普及啓発（不妊去勢手術等）を徹底すべき。	5
➤ 飼い犬は登録制にすべき。	1
➤ ペット所有者は住民基本台帳に記載すべき。	1
➤ 不妊去勢手術を飼い主に徹底させるべき。	4
➤ 第7条第7項の基準を定めるときは、各対象動物の有識者（動物愛護団体など）の意見や海外の事例を参考にして欲しい。	2
➤ 飼い主に対して飼育頭数規制を設けるべき。	1
➤ 終生飼養を罰則付き義務にするべき。	1
➤ 多頭飼育犬猫の飼い主に対し、譲渡を義務付けるべき。	1
➤ 多頭飼育に関する罰則を制定すべき。	1
<b>第一種動物取扱業に関連する意見</b>	
➤ 生体販売を禁止すべき。	7 7
➤ 生体販売価格の規制をするべき。	1
➤ 生体販売を行える場所は、都道府県が定める場所のみとすべき。	1
➤ 生体販売ができるのは県か市直営のものにすべき。	1
➤ 繁殖業者・ペットショップの新規参入を禁止すべき。	1
➤ 繁殖業者に対する規制を強化すべき。	2
➤ 繁殖業者は無くすべき。	2
➤ パピーミルや悪質な繁殖業者を規制すべき。	1 4
➤ 繁殖業者は免許制（国家資格化など）にすべき。	3 1
➤ 繁殖業者の数は最小限で良い。	2
➤ 繁殖業者の飼養頭数を規制すべき。	3
➤ 繁殖を注文制にすべき。	2
➤ 繁殖業者が繁殖させた動物の登録制度を設けるべき。	2

➤ インターネット販売を禁止すべき。	1
➤ 競りあっせん業を廃止すべき。	1
➤ 動物展示業を禁止すべき。	4
➤ 露天での動物販売を禁止にすべき。	1
➤ 生体取引時に購入者に身分証明書の提示を義務付けるべき。	1
➤ 動物購入希望者に飼育環境調査表の提出を義務付けるべき。	1
➤ 動物取扱業者の提出した申請内容（環境省令で定める書類）を閲覧可能としてもらいたい。	3
➤ 第一種動物取扱業登録簿を閲覧の用に供する目的が分からない。業者の任意にすべき。	2
➤ 繁殖犬の年齢、飼育記録、繁殖回数、出産回数などは、動物を購入する購入者が知っておくべき親動物の情報である。	1
➤ 動物取扱責任者は複数の事業者の責任者を兼任できないようにすべき。	2
➤ 全てのペットショップに保護犬猫の譲渡スペースの設置を義務化すべき。	1
➤ 感染症予防、感染症発生時の対応に関する講習受講を義務化すべき。	1
➤ ペットショップはブリーダーを紹介することにとどめるべき。	1
➤ 業者が適正飼養されているか毎月訪問し、改善がなければ免許停止すべき。	4
➤ 繁殖業者に対し第三者の愛護団体等の定期的な立入調査を実施すべき。	1
➤ 第一種動物取扱業者に対し環境省・動物愛護センターに画像で報告させる。	1
➤ 登録取消しされた業者の動物を緊急避難的措置として保護可能とすべき。	2
➤ 登録時・登録更新時に施設内への立入検査を義務付けるべき。	2
➤ 動物の展示や触れあわせる際は指導員を配置すべき。	1
➤ 動物取扱業の対象範囲は「脊椎動物」全てにすべき。	1
➤ 移動展示業者の登録の考え方、自治体の運用・解釈・指導が全国統一的なものになるようにして欲しい。	1
<b>第二種動物取扱業に関連する意見</b>	
➤ 第二種動物取扱業者を届出制から登録制へ変更すべき。	2
➤ 動物保護施設を拡大するべき。	1
➤ 第二種動物取扱業の登録については、猫10匹からではなく1匹からにすべき。	1
<b>周辺の生活環境の保全等に係る措置に関連するもの</b>	
➤ 餌付けしたら所有者とみなし責任（罰則等）を問うべき。	3
➤ 多頭飼育崩壊を事前に防ぐべき。	2
➤ 多頭飼育している飼い主宅へ行政が立ち入りやすいようにすべき。	2
<b>猫に関連するもの</b>	
➤ 猫を登録制にして予防接種も義務付けるべき。	1

➤ 地域猫活動の広報・推進・援助を法制化すべき。	1
➤ 猫の外飼いを罰則化して欲しい。	1
➤ TNR について助成金を受けて実施している団体の登録制、法令等の研修の義務付けるべき。	1
➤ TNR について地域の同意を得ずに個人の敷地内や公共の場所に捕獲器を設置しないこととして欲しい。	1
➤ TNR について、1 週間の保護経過観察、カルテ作成などの義務を課すべき。	1
➤ TNR 活動と一般人の餌やりを区別してほしい。	1
<b>都道府県等の措置等に関連するもの</b>	
➤ シェルターを作って欲しい。	1 1
➤ 動物愛護管理法を行政のセンターの職員や警察官にも周知させるべき。	3
➤ ペット逸走時の届出方法の周知を図るべき。	1
➤ 殺処分の定義は全国統一的に。殺処分数値の公開を求める。	1
➤ 環境省が行う殺処分の 3 区分分類の見直しを求める。	1
➤ 動物愛護センターへの飼い主の持ち込みの規制をすべき（手数料等）。	7
➤ 動物を愛護センターへ持ち込んだり、虐待した者に対する今後の飼養禁止。	6
➤ 動愛センターは命を守りつなげる施設であるべき質の向上）。	4
➤ 動物愛護センターの業務を透明化すべき。	2
➤ 動物愛護センターの名称統一、施設間の情報の共有を行うべき。	2
➤ 動物愛護センターにおいて譲渡の際の不妊去勢手術を確実に実行すべき。	2
➤ ガス室は廃止すべき。	1 0
➤ 全国の保健所等に殺処分機の写真の掲示を義務付けて欲しい。	1
➤ センターに持ち込まれた動物の飼育開始契機（ペットショップ、センターからの譲渡、保護団体からの譲渡）の調査と各数値情報の公開を求める。	1
➤ 地域による格差をなくしてほしい。	5
➤ 自治体間での情報共有を強化して欲しい。	1
➤ 行政による動物を譲渡する場所の拡大を図るべき。	2
➤ 動物の保管期間を 1 年以上とすべき。	1
➤ 殺処分を決定する際は、民間ボランティア団体等も会議に参加させるべき。	1
➤ 引き取りの意向があった時はたとえ殺処分が決まっても殺処分を中断し譲渡に協力すること。	1
➤ 譲渡会を毎週行うこと。	1
➤ 収容動物をアニマルセラピーや介助犬として活躍できるようにすべき。	1
➤ 収容動物を安易に安楽死させず、行政が責任をもって看取ること。	1
<b>動物愛護推進員等に関連するもの</b>	
➤ 動物愛護推進員、人の福祉関連行政部署や民間の団体と連携し、必要な業	2

務を行う内容の追加を要望する。	
➤ 動物愛護推進員が不適切な行為をした場合について、委嘱の停止などの規定を設けることを要望する。	2
<b>実験動物・産業動物に関連するもの</b>	
➤ 実験動物について基準を厳格化して欲しい。	1
➤ 畜産動物・実験動物の権利を向上して欲しい。	2
➤ 畜産動物について、バッテリーゲージや妊娠ストールでの飼育は辞めるべき。	1
➤ アニマルウェルフェアの推進を図るべき。	7
➤ 畜産業の規模を縮小すべき。	1
➤ 実験動物や畜産動物を取り扱う業者も動物取扱業に分類すべき。	2
➤ 動物実験を行う団体に3Rの義務付けを行うべき。	1
➤ 動物実験を禁止にして欲しい。	2
<b>財政上の措置に関連するもの</b>	
➤ 不妊去勢手術は、国が実施するか助成支援をやって欲しい。	1 7
➤ 保護に携わっている方々への助成金制度を創設すべき。	3
➤ 動物愛護に関連する予算を増やすべき。	1
<b>動物虐待への対策に関連する意見</b>	
➤ アニマルポリスを設置すべき。	2 7
➤ 動物虐待に関する専門窓口（ホットライン）を設置すべき。	3
➤ 虐待の通報義務は全国民を対象にすべき。	1
➤ 動物虐待動画を規制すべき（サイバーポリスの設置、犯人の特定等）。	1 3
➤ 動物虐待摘発のための監視カメラを設置すべき。	1
➤ 虐待を受けている動物の一時保護（アニマルレスキュー）制度を確立すべき。	6
➤ 虐待等の事案が発生した場合に関係機関を動かせる権限を都道府県知事に付与すべき。	2
➤ 虐待が疑われる動物を発見しながら通報しなかった場合に対する罰則を設けるべき。	2
➤ 虐待容疑で逮捕・起訴された者への飼育飼養禁止・監視システム・情報共有プラットフォーム（ブラックリスト）を構築すべき。	1 3
➤ 虐待・ネグレクトは禁止すべき。	4
➤ 動物虐待をした繁殖業者の資格を永久に剥奪すべき。	3
➤ 警察による虐待容疑者への捜査権限を拡大すべき。	1
➤ 通報に基づく立入検査に法的強制力を持たせて欲しい。	1
<b>災害対応に関連する意見</b>	
➤ 災害時のペット避難対策（同伴避難に関する規定を設けて欲しい等）	3

➤ 環境省及び地域の動物園と連携し、常時、どのような特定動物がどこに何頭いるのか正確に把握しておくべき。	1
➤ 違う地域の動物園と3園の動物園が連携するトライアングル体制を組んで、被災地域の動物園を、離れた連携した動物園が救出するという方法をとることを推奨する。こうした仕組み構築のために、国から特別な補助金を出すべき。	1
<b>その他</b>	
➤ ボランティアが幾ら頑張っても追いつかない。	1
➤ ボランティアを登録すべき（条例化）	1
➤ ペット税を導入すべき。	6
➤ けものフレンズプロジェクトの展示会は取締りを図るべき。	1 3
➤ イルカ猟の禁止	1
➤ 捕鯨の禁止	2
➤ ジビエ料理のための狩猟の禁止	1
➤ 毛皮の輸入禁止	3
➤ ペットフードを食品扱いにして欲しい。	2
➤ 動物愛護管理法の全国統一的な運用を図るべき。	4
➤ 動愛法の見直しは2年に1回行うべき。	1
➤ 動物の法令整備の前に人への法令整備を優先すべき。	1
➤ 有識者会議には犬猫の保護活動に関わる団体などから委員を選んで欲しい。	1
➤ 学校での動物愛護教育を推進すべき。	4
➤ 学校飼育動物の健康と安全を守る唯一の法令である家庭動物等の飼養保管基準、特に「第6」を強化拡充して欲しい。	1
➤ 医療過誤にあった場合について、動物虐待と同等の罰則を課し、獣医師免許の剥奪を行うべき。	1
➤ 「ふるさと納税」を動物の愛護及び管理のための費用にあてることについて、納税されたものの中から民間の団体などに資金が支給される場合のルールが必要。	2
➤ 寄付金の窓口を一括化して欲しい。	1
➤ 国は寄付を増やすような活動を広げるべき。	1
➤ 保護団体が受け付ける物品や寄付金などの用途を明確化して欲しい。 (寄付金については生活費に回されていることも多い。)	1
➤ 都道府県によって対応の差が激しいので環境省で調査を実施して欲しい。	1
➤ 山口県周南市の愛護センターへの聞き取り調査を行って欲しい。	1
➤ 動物の飼える公的住宅を増やして欲しい。不動産会社でペット可のアパー	2

トを増やした場合に家賃の一部補助などの制度を作って欲しい（引っ越しの際に飼えないと遺棄など増える）。	
➤ 動物を殺す前提の条文に疑問（雑則・罰則）。	1
➤ 保護犬・保護猫を守る法律を制定すべき。	1
➤ ブームによって海外から輸入される動物の取扱規制をすべき。	1
➤ 中央競馬の殺処分数のデータを公表すべき。	1
➤ 動物愛護にかかる業務を地域や団体へ任せすぎている。	1
➤ 犬猫の都道府県等への登録を義務化すべき。	2
➤ 野生生物の密輸に関する法律が緩い。	1
➤ 動物の里親探しにおける詐欺を撲滅すべき。	1
➤ 動物保護団体の意見に耳を傾けるべき。	1
➤ 動物の引取業者を排除すべき。	1
➤ 動物を闘わせることを禁止すべき。	1
➤ 愛護センター内でのパワーハラスメントの防止や救済を図ること。	1
➤ 動物を捕獲する際に危害を与える機材の使用を禁止すべき。	1
➤ 奄美大島のノネコ対応に関する不満がある。	1
➤ 保護対象動物をほ乳類とは虫類両生類で区別してほしい。	1
➤ 都道府県知事によらない法的強制力を持つ調査機関を設置して欲しい。また、それを監査する第三者機関も設置して欲しい。	1
➤ 動物病院に入院する場合は、帳簿の備付け義務を課すべき。	1
➤ 環境省と警視庁の希少動物専門の警察官や関連部署や陸上自衛隊と連携した、特定動物や交雑種の救済と保護活動を実現すべき。	1
➤ パブコメの手法に対する意見	1
➤ その他主旨が不明瞭な意見	2 3

合計 5 9 3